

【重要】

2025 年度開講の 「民法第1部」の追試実施について

「追試験実施規則」(今年度法学部便覧 P20 参照)
および「追試験についてのよくある質問」(法学部 HP 掲載)に記載のとおり、非常勤講師が担当した科目の追試験は原則として行わないこととなっておりますが、今年度開講の「民法第1部」については、追試験を実施します。

なお、当該科目の追試験を受験できる者は、「追試験実施規則」の定める要件を充足した者に限ります。

(参考)

法学部便覧:

<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400260755.pdf>

「追試験についてのよくある質問」

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/undergraduate/students/exam/>

2025年4月18日 法学部学部チーム